

令和4年2月28日

# 産業厚生委員会記録

阿久根市議会

- 1 日 時 令和4年2月28日(月) 15時15分開会  
16時05分散会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 白石 純一委員長、中面 幸人副委員長、  
川上 洋一委員、竹原 信一委員、木下 孝行委員、  
山田 勝委員、濱崎 國治委員
- 4 事務局職員 議事係主査 東 岳也
- 5 説明員 税務課  
課 長 新町 博行 君  
課長補佐兼滞納整理係長 中尾 隆樹 君  
課 税 係 長 本 千晶 君
- 6 会議に付した事件  
(1) 議案第13号 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について  
(2) 所管事務調査について
- 7 議事の経過概要 別紙のとおり

○議案第13号 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

白石純一委員長

ただいまから、産業厚生委員会を開会します。

本委員会の日程については、御手元に配布いたしました日程表のとおり進めますのでよろしくお願ひします。

本委員会に付託された案件は、議案第13号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件です。

それでは、議案第13号を議題とし、審査に入ります。

所管課の出席を求めます。

〔税務課入室〕

所管課に出席いただきました。

それでは、税務課長の説明を求めます。

新町税務課長

議案第13号について御説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、急速な高齢化や医療の高度化等に伴い医療費が増大する中、国の財政支援を拡充するとともに、効率的で安定した制度運営のために、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となりました。

このことにより、保険税については、鹿児島県が算定した納付金を基に税率を決定する仕組みとなったため、税率等を改め、また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の改正により、未就学児の国民健康保険税の均等割額を軽減するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表により、主な事項について御説明いたします。

条例議案等参考の12ページをお開きください。

第7条の改正は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率を100分の0.3引上げ、100分の3.1に、第9条の改正は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を200円引上げ、6,100円に、条例議案等参考13ページに移り、第11条の改正は、介護給付納付金課税被保険者に係る所得割額の税率を100分の0.3引上げ100分の2.0に、第13条の改正は、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を100円引上げ、9,400円に、第26条第1項の改正は低所得者に対する均等割と平等割の軽減額をそれぞれ鹿児島県が算定した納付金を基に算定した税率等に改めるものです。

条例議案等参考15ページをお開きください。

第26条第2項の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の改正により、未就学児の国民健康保険税の均等割額の軽減措置が講じられたことから、減額の額の基準を定めるため項を追加するものです。

それ以外の改正は、引用する条例、地方税法等の条項の改正等に伴い規定の整備を行うものです。

最後に、議案書の19ページになりますが、附則では、この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとするほか、必要な経過措置を定めております。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

#### 白石純一委員長

課長の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

#### 竹原信一委員

1か所の部分を除いて、増額という税金が上がる形になっております。保険というのは、要するに、一人一人を全体で守ろうという考え方の基につくられているわけですけれども、これを上げるというのは、言ってみれば逆進性といえますか、困っている人たち、低所得の少ない人にダメージが大きいことになるわけですね。これを実行するというところで、何がよくなるんですか。

#### 新町税務課長

阿久根市では、平成30年度から、法定外繰入金をまず令和5年度でゼロにしようという計画を立てました。

それに伴いまして法定外繰入金を、徐々に減らしていくということになっておりますので、それに、県の納付金と法定外繰入金をなくすということに重点的を置いておりますので、そこに基づいて税率を上げていかないと、法定外繰入金も削減できない状況になっておりますので税率改正を行うということです。

#### 竹原信一委員

法定外繰入金という冷たい数字ですよ。それを改善することは何を目的にしているんですか。

#### 新町税務課長

鹿児島県の国保の運営方針といたしましては、将来的には、鹿児島県内統一した税率を求めようということになっております。

その段階で、赤字を目的とした法令外負担金をなくした上で、今後、標準的な税率を考えましょうということになってきているものですから、第一歩としては、その法定外繰入金をなくして、そこで、鹿児島県としては全県下で標準税率を求めていきたいと思います。ことを目指している状況になっております。

#### 竹原信一委員

県の考え方に沿うことができるというメリット、デメリットは言っているのかどうか判りませんが、そして実際の住民の暮らしとしては、余りよろしくない。

そういうことを目指す、ついて行くという道義的な、根拠というのが見出せないんですけれども、いかがでしょうか。

#### 新町税務課長

今の県の納付金を基にするというのは、実際、医療費の数値とかを基にして、阿久根市にこれだけ払ってくださいということで、納付金が来ます。

その標準的な税率をするというときには、今、後期高齢者は鹿児島県で統一した税率になっておりますので、県内で、その保険税を集めて、そこで平準化した形で賄いましょうということで、県としても推進する形になっているという状況ですね。

#### 竹原信一委員

私の質問は、道義的などといいますか、本来の保険、社会でみんなを支えるという、その面からの質問ですけども、県がその数字的なものを求めています。それは分かりました。それに問題があるのじゃないかというのが私の質問でございます。

#### 新町税務課長

その医療費も、各市町村でまちまちになっておりますので、それが、例えば、標準税率にしたときに、医療費だけが、阿久根市が高かった、そうなった場合に、今の制度でいきますとまた、納付金が今よりもまた高くなる可能性が、出てくるんですね。そうした場合、まだもっと高い税率で設定しないといけないんですけども、鹿児島県でそういう統一した税率をいたしますと、鹿児島県内で医療費を、県内全域で平均した形で賄うということになってきますので、そこで税率を急激に上げるということが、上昇を抑えられるというところで、今、県としては方向性を見出しているというところですよ。

#### 竹原信一委員

県内全体でそれをやると、上昇を抑えられるというのはどういう計算になるんですか。それは必要性に応じて、言ってみれば最初からの話で、全体を全体で、県ですよ、する状況であれば本来の目的にかなっているわけですよ。

今、市町村ごとに分割して、重い所、軽い所でできている。結局この目的というのは、貧しい人をもっと抑圧するという体制の移行にしか見えないわけなんですけども、本来の政治、行政、社会づくりの目的からすると、まるっきり反対の方向に県も進んでいる、阿久根市もそれについていっているという状況じゃあございませんか。

#### 新町税務課長

医療費も阿久根市は御存知のとおり、県内でも高い水準になっております。高いほうから4番目というところで、結果がそれだけの県が運営主体にならなかった場合にはそれを賄うだけのことを阿久根市もしないといけない。結果、この金額を賄うためには、今よりもっと高い税率を設定しないといけない。単独でした場合にはしていかないといけないんですけども、県全体のことで考えますので、例えば10上がるものを5、税率を上げるということで抑えられるというところですよ。メリットが出てくるだろうと思います。

#### 竹原信一委員

説得力がないんですけど、阿久根市の場合は、その一般財源からの繰入れで、その上昇は、止めるという作業は今までもしてきてるし、それをすればいいだけの話じゃないですか、それを格差を広げるといってか、保険税を直接取る税金を上げるわけですよこれ。

ほかの繰り入れるということは、ほかのものに使えるもので普通一人一人の支払いを抑える。税金が下がるっていう、それでいいはずだと私は思うし。

全くその説明というか、県のほうも進めてる方向というのが、本来の社会づくりというか、みんなさんの暮らしづくり、反対の方向にまるっきり向かってるようにはしか見えないんですよ、これ。

今課長の説明がございましたけども、どうも説得力がないように思いますけれどもいかがでしょうか。

#### 新町税務課長

実際、法定外繰入れを入れてる市町市町村というのも、実際県内でも少ない、先ほどの本会議でも申し上げましたように少ないところになっております。

そこも、実際にその赤字解消を求めてきておりますので、それがなくなった時点で鹿児島県としては、標準的な税率をしていきたいということで、言っておりますので、実際私たちもこのように動く形になってきております。

#### 竹原信一委員

結局のところですね、これやると、病院にかかろうとする人がかかれなくなる、生活に困窮する者がまた出てくるという方向に、ならざるを得ないんですよ。

#### 新町税務課長

ただこの国保っていう制度ですので、実際病院に、私は「行くな」とは絶対に言えませんので、そうした場合に皆さんの保険料で、賄えないといけないという形になってきますので、実際にはその税率、医療費と見合った税率を設定するしかない状況になってきていると思います。

#### 竹原信一委員

そうですね。医療費が増大しないようにする方法は、健康づくりとか、あるいは、医療機関をですね、やたら金をかける、必要のない薬をどんどん出す、そういったことがですね、医療費の増大に拍車をかけているというのは皆さん御存知のとおりでございます。

本当にやるべきことはそっちのほうにあるんじゃないでしょうか。

以上で終わります。

#### 新町税務課長

竹原委員のおっしゃるとおり、その医療費を抑えるってなってきた場合には、国民健康保険に加入している人だけじゃなく、社会保険とか加入してる方も、実際には将来的に国民健康保険に加入されますので、そこで実際の健康づくりというのが本当に大切だと思っております。

#### 中面幸人委員

大体、県の考え方とかいうのは分かりましたが、例えば今、法定外繰入金を令和5年までにゼロにするということですが、今、幾つかの率が上がってますよね、同じような率で5年まで行くんですか。

#### 新町税務課長

この税率、来年度も県から納付金の数値が示されますので、それに基づいて、こちらとしては税率を改正するか、来年の数字ですので、今の税率で、改正しなくてもいいかもしれない数字になっております。ですので、実際には県からの納付金がどれだけなのかっていうのを示されないと、こちらとしては税率を上げるかっていうのは、そこでまた考える形になってきます。

ただ、今の今年度示された数値から言いますと、法定がゼロにするということになりますので、税率はちょっと上がるだろうという想定になってきております。

#### 中面幸人委員

市民の方は敏感なのでね、やっぱりこう説明をするのに、今回、率であったり、100円上がってきてますよね、だから当然市民の方には、法定外繰入れを真面目にするためにこうしてるんですよと。それであるとは、率的には、今ぐらい、今年上がったぐらいの流れで、5年まで行きますよと、そういうような、それはまだ、急に上がるということはないですよ。

### 新町税務課長

実は納付金がどんだけになるのかっていうのが分からないですね。私たちも県のほうにその推計とか教えてくれないかっていう要望はしてるんですけども、そこまではなかなか難しいということで単年度単年度で数値を示してるということになってきます。

### 中面幸人委員

要するに各自治体で、例えば医者にかかる、やっぱり、いろいろ違いますから、その自治体によって、そういう率も変わってくるという捉え方でいいですか。

### 新町税務課長

今の段階では各市町村で税率は決まっているということで。

### 山田勝委員

国民健康保険税の対象者っていうのは何人ですかね、市民の何割ですか。

### 新町税務課長

税率を求めるときに推計した数字、世帯数で言いますと3,116世帯、被保険者数で言いますと4,724人の加入になっています。

### 山田勝委員

25パーセントくらいですね、市民の。これはやむを得ない事情だと思いますよ。私の知り合いが家に来てですね、「医者どんに行たて戻り道じゃっどん、こんごろ医者どんが死なせられんたっでや」と85歳のおばあさんが言いますよ。そらもう死なせられん、おはんが死ねば銭を取りならなよと、これは冗談で。

ただ、それくらい医療は非常にレベルが上がったけども、長生きをする。そういう社会になっているわけですから、だからどげんしようもできない話やったいどん。ただ私は、今、竹原委員が先ほど言われましたけれども、つい2・3年前までは、法定外を2億5,000万円くらい出してたじゃないですか。

### 新町税務課長

そうですね、平成27年度の決算で言いますと、2億5700万円ほど入れてますね。

### 山田勝委員

私はね、法定外を2億5000万円出してですよ、そして国民健康保険税の対象者の負担を少なくするというのは、逆に非常にいいことだと、阿久根市も非常に優しい阿久根市だと思ってますよ、そのころは。だからそれを平均して、みんなそひこやって言われれば本当に厳しい社会の方々も大変だなと思いますよ。だからそういうのはどうしたらいいのかと思って。どげんもできんもんね、現実の問題として。私がこんなに言ったって、阿久根市だけそうするというわけにもいかない部分も出てくるだろうしね、だから大変だろうけど、ただ近頃考えるんだけど、例えば私の知り合いもですね、透析患者が何人っております。そのいうところによれば一月に70万か80万円かかるんだ、でも自分は金は出さなくてもいいと言うんだけど、あれは誰が出すの。

### 中面幸人委員

私がこう思っているのは、例えば障害者みたいに国から障害者手帳ってあるでしょ、それは国から出るって話は聞きましたけれども。

### 新町税務課長

すいません、中身まではちょっと。

## 山田勝委員

だから、本当に医療費がかかるシステムになってますよ、今はね。だからおそらく国も総予算と医療費と同じくらいだと思いますよ。だからそれは仕方ないとしてでも、どうしたら医療費が少なくで済むかというのはやっぱりみんなで考えないかんねと思って、いいです。

## 濱崎國治委員

かなりの引上げがあるんですよね。これは、率にしてどれぐらいになるのか、あるいは、1人当たり、1世帯当たりで換算すれば、多分そういう予測もされていると思いますけれども、どれぐらいになるのか、その辺を教えてください。

## 新町税務課長

被保険者1人当たりの税額で言いますと、現行の税率の場合は、7万5100円ほどです。新税率では、7万6500円ほどということで、1,300円ほど上がるような感じになってきております。

今回増額になるのが3,116世帯のうち、3,050世帯です。最大、上がる人たちが所得割の関係がありますが、3万4000円ほどになってきております。

減額となるのが46世帯、これ未就学児が、均等割が、軽減措置が含まれますので、それが、減額の最大額が2万9400円ほど減るっていう形になってきております。

## 濱崎國治委員

先ほどおっしゃった1,300円のアップというのは、全世帯平均っていうことで見ていいんですか。それから、最高で3万4000円ほどの増額ですね。この3万4000円上がる、だいたい所帯の所得というのはどれくらいで推計されたんですか。

## 新町税務課長

この3万4000円の額が増えるっていう世帯は、1人世帯で所得割の基礎となる所得額が、572万円ほどの世帯が、はい。

## 濱崎國治委員

それから、1人世帯ではなくて標準世帯では。

## 新町税務課長

標準世帯では求めていませんけど、だいたい3万800円ほど上がる世帯は、被保険者数が2人、所得としては502万円ほどの世帯が上がるという形になります。

## 濱崎國治委員

3万800円上がるということは、かなりの額になるんですよね。だいたい500万円ぐらいの人というのは、相当いらっしゃるんじゃないかと思いますがけれども、となればこれは相当、広報とか活動をしていかないと、6月に税が来たときに、ごげん上がったんやということになる可能性もありますので、その辺はしっかりとさせていただいて、それから、制度が変わったっていうのも特集でも組んで、やらないかんような、そんな気もするんですけども。

## 新町税務課長

この制度が平成30年度からなっておりますので、その時には税率改正はしている状況でございます。広報誌等で、そこでは標準的な世代がどんだけ上がりますよということでお知らせはしておりますので、また、毎回こう税率改正をするときには、広報紙と、ま



たホームページ等でもお知らせをしている状況ではございます。

#### 濱崎國治委員

6月が本課税ですので、その辺を時期的にみて、ターゲットにして、ぜひ広報活動を充実させていただきたいと思います。

#### 新町税務課長

そうですね。医療費もですし、税金のこともありますので、そこについてはまだ関係課の健康増進課とも協議しながら進めていきたいと考えております。

#### 中面幸人委員

その3万800円ぐらいの世帯は何世帯ぐらいあるんですか。

#### 新町税務課長

増額が大きい世帯が3万4000円でこちらも抽出したものですから、世帯数というのは、今手持ちの資料はないです。

〔中面幸人委員「了解」と呼ぶ〕

#### 白石純一委員長

休憩に入ります。

(休憩 15:42～15:43)

#### 白石純一委員長

休憩前に戻り、委員会を再開します。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。それでは、所管課は退席されて結構です。ありがとうございました。

〔税務課退席〕

それでは、これより議案第13号について採決に入ります。念のため申し上げます。議案に対する賛成・反対の表明については、討論の中で行うようお願いいたします。

委員の皆様から何か意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討議に入ります。討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

#### 竹原信一委員

国民健康保険をみんなで支えるという考え方、みんなで努力するということがとっても大事で、そのためにこそ保険制度があるわけですよ。努力するっていったときに、ほかの、使う金をこっちに回せばいいだけの話ですよ、はっきり言って。どうしても病院に行かざるを得ない人の負担を大きくする。今でさえ苦しい状態なのによって、それは、よくないです。病院に行かなきゃいけない人はいかに行かない努力をするように、金を高くする。これはもうやっちゃいかんことだと思いますよ。そしてこの数字合わせをすることがどれほど大事なんでしょう。目的はそこじゃなくて、直接の住民の暮らしのほうです。一市民としても、そして、市政に関わる一議員としても、絶対これは、税金を上げるというよ

うなことをやっちゃいけないと考えます。反対します。

#### 濱崎國治委員

私は賛成をいたします。賛成と言ってもやむを得ない、今の阿久根市の国保財政を、堅持して、国民皆保険をして、市民が安心して医療を受けるためには、やはりその医療費に見合った保険税というのは、これはどうしても必要だというふうに思います。

もしこれが、どっからか金の出だしがあれば別なんでしょうけれども、やはり、医療費ってというのは医療にかかった分について、阿久根市民が皆さんで助け合って負担していくということの制度であると理解していますので、やはり、今回の税条例改正については賛成いたします。

#### 木下孝行委員

私も賛成をいたします。言うとならば、やっぱり国民皆保険を守る、しっかり守っていくということと、やはり国民健康保険世帯の人たちを病院にしっかりと行ってもらうためにはやむを得ないということで、賛成したいと思います。

#### 山田勝委員

私はね、これは十分どうしようもない問題なんだけど、でも、現実に、27年度はですね1年間に2億5000万円以上も出してた。私、これはね、阿久根市の誇るべき、やはりあの行為だと思ってました。ですから、法定外、繰り出しが悪いからっていうんじゃないで、できるだけ面倒見れる部分について見てほしいということで反対します。

#### 白石純一委員長

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第13号阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は挙手により採決します。

議案第13号について、可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成多数と認めます。よって本案は可決すべきものと決しました。

いったん休憩に入ります。

(休憩 15:51～15:52)

#### ○所管事務調査について

#### 白石純一委員長

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。続きまして、所管事務調査についてを議題とします。当委員会の所管事務調査は、集落営農等の農業振興策、市街地の活性化、水産業の振興を調査項目に挙げ、調査を行ってきたところです。

前回の委員会で、調査先、内容については委員長に一任いただきましたが、現在の進捗状況についてまとめましたので、またそれらに関する資料をモアノートにアップしました。事務局から説明をお願いします。

#### 東議会事務局書記

それでは、資料について説明をさせていただきます。

フォルダはもう皆さん見られていると思いますが、モアノートの産業厚生委員会の所管事務調査、令和3年度調査の中に「資料20220228」フォルダを作成して入れてあります。

まず、一番上にある、「001\_所管事務調査（進捗状況）」のファイルをお開きください。これまでの所管事務調査の流れを書いています。緑色が前の委員会構成だった頃に所管事務調査をして、同じ項目でしたので、もし委員会記録等を見られる方がいらっしゃるかと思って、何月何日に調査した分ということで記載してあります。それが緑色の文字になります。それから新体制になって調査した内容を青色の文字で書いてあります。その流れが1ページ、2ページとなりますが、新しい点で1点だけ、2ページ目の一番上ですね、2月17日の日に小林市の議会事務局を通じてシジミのことについて聞きました。向こうの市から返ってきたのは、市からの補助金、予算等は現在ついてなく、小川の水をきれいにするためにボランティアで行っている程度で産業としては行っておらず、前委員会でも出てきた先生が研究として行っていて、以前はレストランに出したこともあったそうだが、現在はそれも行っていないとのことで回答が返ってきたところでありました。新しく分かったのはそれだけになります。

今度、もう一回戻ってもらって、「002\_所管事務調査（資料まとめ：書記作成）」というのを開いてください。これが今回、このフォルダに入っているファイルの一覧表になります。黒い四角で書いてあるのが、PDFファイルで111-01とか、211-01とか番号が振ってあると思いますが、それが先ほど同じ所に入っているファイルの名前になります。今度もう一回戻っていただいて「003\_URLリンク先一覧」これを開いていただくと青い下線があり、ホームページで集めてきた資料をここにURLでこれを青い文字を押してもらおうとホームページが開くと思います。なので行きやすいようにしてありますので、そういうのを参考にしてみてくださいと思います。左上の戻るボタンで戻ってください。あともう一つ一番下に「産業厚生委員会視察先候補 上天草市前島港地区のまちづくり」というのがあると思います。これが委員長が調べていただいていた中にあるフォルダにあります。以上のようになりますので、ただ、自分で調べた分に関してはこれまで1年間の記録を見てこうじゃないか、ああじゃないかと思っっているいろいろ集めてきた資料ではありますが、皆さんの意にそぐわない資料も、少し規模が大きすぎたりとか、そういうのもあると思いますが、参考になるかなと思入れさせていただきました。もしこういうのがないだろうかというのがあれば教えていただければ自分のほうでも探したいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。説明は以上です。

#### **白石純一委員長**

ただいま事務局からありましたように、所管事務調査事項について資料の提供がありましたので、次回委員会まで各委員が御覧になられ、また、委員の皆様から所管事務調査事項で配布する資料等がありましたら、定例会最終日までに事務局へ御提出ください。

〔山田勝委員「委員長ちょっと」と呼ぶ〕

#### **山田勝委員**

あのですね、いろいろ今資料をずっと見てみますとね、コロナ渦の中だからってということで九州管内だけということだったんですが、資料を見る限りは芦原があったり、大阪だったり豊洲があったりしますよね。

そういう中で私あんなにねちっこくですね、徳島県の神山町、そして香川県の仏生山温泉の話をしたんですが、これもやっぱりね早く資料を集めてこういう形で載せておいてくださいよ。そうしないと全く片手落ちで今は残念でなりません。

#### 中面幸人委員

今、山田委員が言われたようにですね、今まで語ってきましたよね、その中で資料になるものがあれば調べていただいて、これに載せてください。

#### 白石純一委員長

あとですね、今後コロナのもちろん感染状況にもよりますが、そうした御要望も踏まえて現地調査を改めて調査方法を定め、所管課との意見交換を行うなど準備しながら調査に備えたいと思います。

そして資料等を見られ、改めて視察候補先を委員の皆様から出していただいた上で、先に挙げられた希望先だけに限らず、視察先については今後の委員会で協議を行い決定したいと思います。

また、今後の審査日程、内容等については委員長に一任願いたいと思いますがこれに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

では、そのように決めました。

ほかに委員の皆様から何かありませんか。

#### 竹原信一委員

もしですよ、遠くに行く必要がある場合、予算の関係上だったら全員が行かなくてもいいのかもしれないという気がしております。これも合わせて検討してみたらいかがでしょうか。

#### 白石純一委員長

ほかの委員の方は今の御意見に対してないですか。

#### 濱崎國治委員

委員会としての審議になるんですか。

#### 白石純一委員長

いったん休憩に入ります。

(休憩 16:02～16:03)

#### 白石純一委員長

休憩前に戻り、委員会を再開します。ただいま全員が現地調査に行かなくてもいいんじゃないかという意見が竹原委員からありましたが、ほかの委員から今の件に関しての御意見をお願いします。

#### 濱崎國治委員

特別に理由がない限りですね、私は全員出席して然るべきだと思います。

#### 中面幸人委員

私もそのような形でいいと思います。

#### 白石純一委員長

濱崎委員、中面委員からの意見で全員がやはり視察すべきだという意見がありました。

**竹原信一委員**

特別な理由がなければ、そのお金っていう限度が一応あって、無理ならば中身を充実させるためにどうしてもそっちに行きたいと、そしたらその情報が必要だということであればということで私は言ったわけでありませう。

**白石純一委員長**

では、実際の行先が決まったときにまた改めてその点については議論したいと思っております。

ほかになれば、以上で本委員会に付託された案件はすべて議了しました、本日採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成、委員長報告、並びに議会だより原稿の作成及び提出につきましては委員長に御一任願いたいと思っておりますがこれに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めそのように決しました。以上で、産業厚生委員会を散会します。

(散会 16時05分)

産業厚生委員会委員長 白石 純 一